単２形 (50.0㎜・26.2㎜)	3.9（携帯電灯条件）	800分	720分
	400mA（放電電流）	8.0時間	7.2時間
	20	80時間	72時間
	3.9(モーター使用機器・玩具)	14時間	12時間
単３形 (50.5㎜・14.5㎜)	43	60時間	54時間
	3.9	5.0時間	4.5時間
	100mA（放電電流）	15時間	13.5時間
	250mA（放電電流）	5.0時間	4.5時間
	1000mA（放電電流）	220回	195回
	1,500mW 650mW	40回	36回
	24	33時間	29時間
	3.3	190分	170分
単４形 (44.5㎜・10.5㎜)	5.1（携帯電灯条件）	130分	115分
	24	14.5時間	13.0時間
	5.1(モーター使用機器・玩具)	2.0時間	1.8時間
	75	44時間	39時間
	600mA（放電電流）	170回	150回
	100mA（放電電流）	7.0時間	6.3時間

非常用携帯燃料	【判断の基準】 ①品質保証期限が５年以上であること。 ②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

２　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

イ．納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

携帯発電機	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又はＬＰガスを燃料として使用するものを含む。）にあっては、排出ガスが表１に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。 イ．ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表２に示された基準値以下であること。 ②騒音レベルが98デシベル以下であること。 ③連続運転可能時間が３時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあっては１時間以上であること。 【配慮事項】 ①燃料消費効率が可能な限り高いものであること。 ②使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。 ③製品の小型化及び軽量化が図られていること。 ④製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が３kVA以下の発動発電機とする。

２　騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法（平成９年建設省告示第1537号）」による。

３　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

４　調達を行う各機関は、発電する電気の周波数に留意すること。

表１　ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値（g／kWh）	
	ＨＣ＋NOx	ＣＯ
66cc未満	50	610
66cc以上100cc未満	40	
100cc以上225cc未満	16.1	
225cc以上	12.1	

備考）　排出ガスの測定方法はＪＩＳ　Ｂ　8008－４のＧ２モードによる。

表２　ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値（g／kWh）		
ＮＭＨＣ＋NOx	ＣＯ	ＰＭ
7.5	8	0.4

備考）　排出ガスの測定方法はＪＩＳ　Ｂ　8008－４のＤ２モードによる。